## 幌延町医療職員養成修学資金貸付制度のご案内

## ~医療従事職員向け無利子貸付、保健師・助産師借入修学金相当貸付制度~

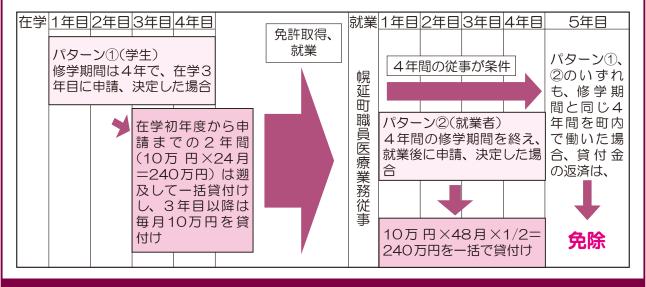
幌延町は、地域の医療・福祉環境の充実を図るため、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、 保健師、助産師、看護師、准看護師を養成する学校や養成所に在学(進学希望)する人で、将来、町職 員として医療業務に従事しようとする人を対象に修学資金を無利子で貸付けしています。また、人手不足が 続く保健師と助産師に限り、町から貸付けを受けず就業した場合など、修学期間を遡って貸し付ける「遡 及貸付制度 | が平成30年1月に加わりました。いずれも貸付期間と同じ期間働くことで返済は免除になり ます。貸付対象は次のとおりです。

対象職種	上限金額 (月額)	貸付期間	就業猶予 (養成施設卒業後)	返還免除条件	遡及 貸付
医師	10万円	正	1年以内	卒業後1年以内に資	
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師	5万円	規	3年以内	格を取得し、速やか	
保健師・助産師	10万円	修学	1年以内	に町職員として貸付	0
看護師	10万円	期間	1年以内	期間と同じ期間在職	
准看護師	6万円		1年以内	した場合	

<sup>※</sup>貸付けは町の機関に就業予定がある場合に限ります。期間は養成施設の正規の修学期間のうち、貸付けが決定 された月から卒業までです。養成施設の退学、傷病などの理由で修学が困難と認められたとき、卒業後1年以 内に医療職員の免許を取得し、免許取得後速やかに町職員として医療業務に従事しなかったときは、貸付金を 返還していただきます。

## ~保健師、助産師を目指している学生や就業者に「遡及貸付制度」の利用を!~

町では現在、保健師と助産師が恒常的に不足しています。そこで、これまでの修学資金貸付制度を拡充し、 在学中で入学当初に申請していない学生や、卒業後1年以内に町の機関で働き始めた人が過去に遡って修 学資金の貸付けを受けられる「遡及貸付制度」を活用できるようにしました。在学途中の学生であれば入 学時から申請が決定するまでの分を一括で、それ以降は各月ごとに貸付けします。卒業後1年以内に町内 で働く人は、上限額の2分の1を修学期間に応じて一括で貸付けします。貸付制度利用のイメージは次のと おりです。



お問い合わせ先:

保健センター 電話・告知端末機:5-1790

住民生活課 生活環境グループ 電話:5-1115(内線153・154) 告知端末機:5-8812